



Ⅱ-14

バスターミナルの乗降場

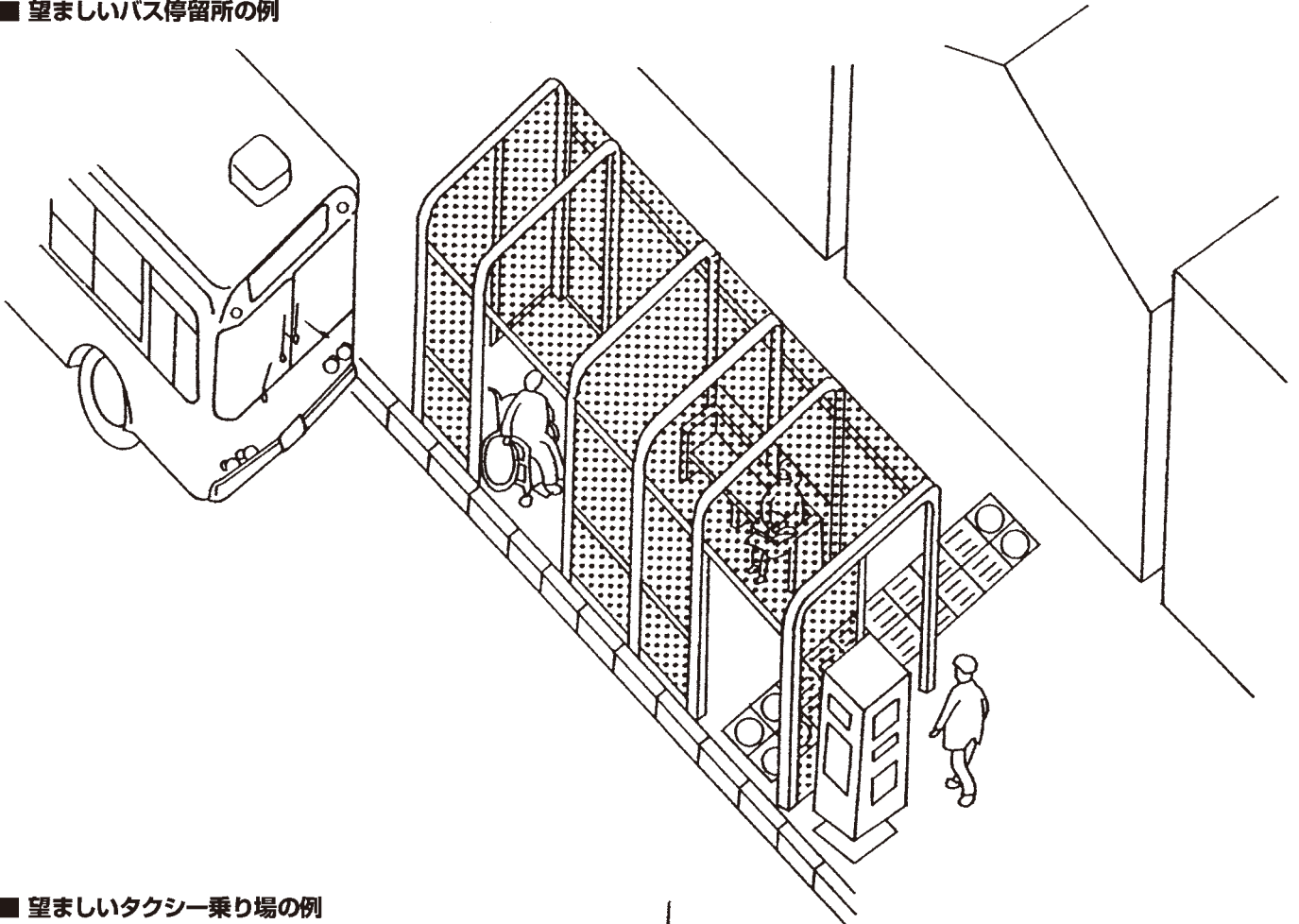
基本的な考え方▶

バスターミナルなどの乗降場は、転落などの危険があるため、障害者、高齢者等の安全の確保に配慮することが必要です。

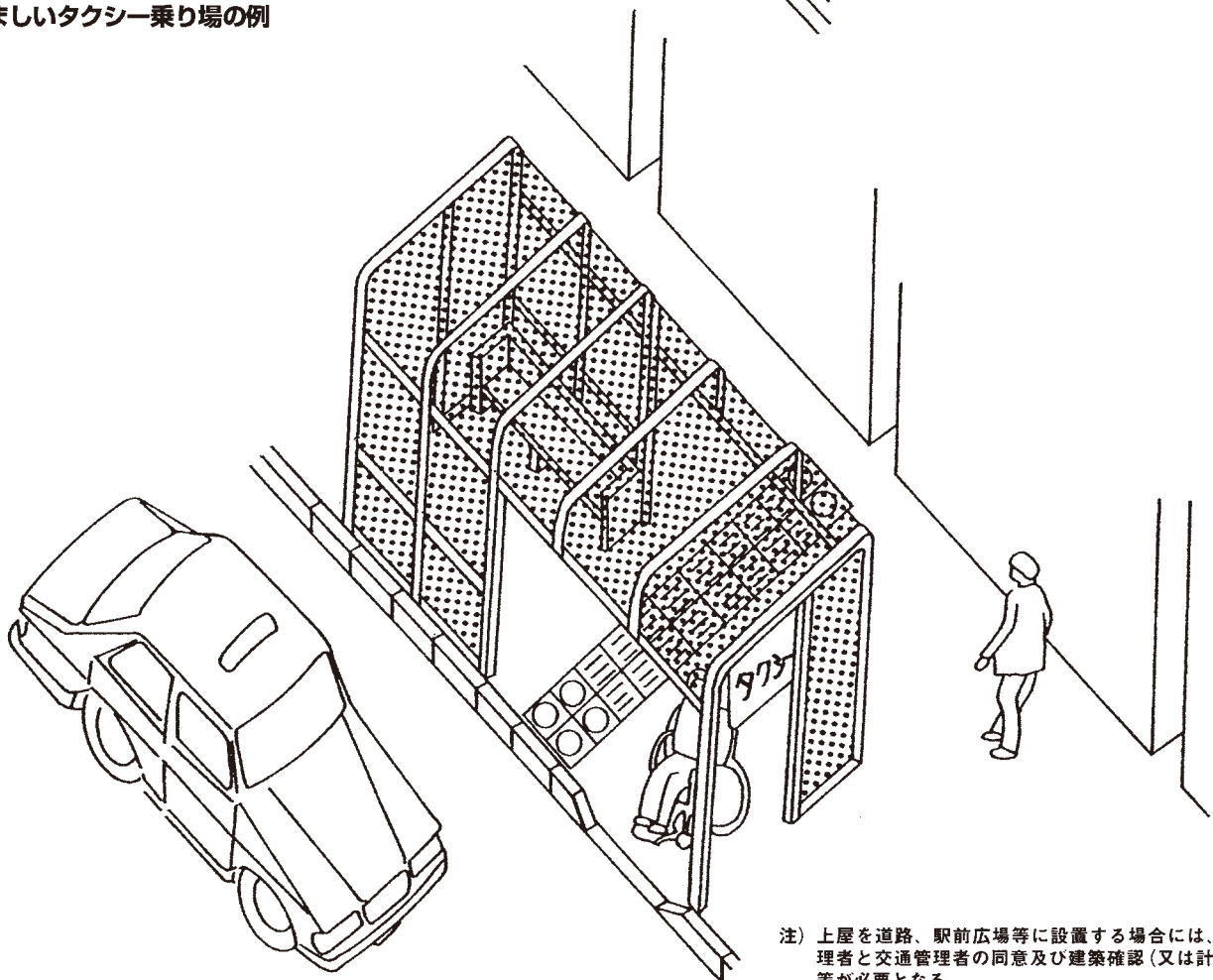
整備項目	整備基準	より望ましい基準
乗降場	<ul style="list-style-type: none"> ●粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ ●乗降場の縁端の近接する部分へのさく・点状ブロックの敷設 ●車いす使用者が円滑に乗降できる構造 	<ul style="list-style-type: none"> ●乗降場と通路との間に高低差がある場合、傾斜路を設置（勾配1／12以内）

バス停留所、タクシー乗り場の例

■ 望ましいバス停留所の例



■ 望ましいタクシー乗り場の例



注) 上屋を道路、駅前広場等に設置する場合には、道路管理者と交通管理者の同意及び建築確認(又は計画通知)等が必要となる。